

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」の変更について

2022年度以降、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」及び同法施行規則等（以下総称して「FIT法」といいます。）の下で、

- ・ 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度（以下「積立制度」といいます、2022年7月開始）
- ・ 経済的出力制御（2022年4月以降代理制御が発生したエリアから順次開始）

が始まることを受け、当社は、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下「買取要綱」といいます。）」を変更する予定としておりました。

[\[2021年12月お知らせ済\]](#)

今般、買取要綱を、2022年4月1日付で変更いたしますので、下記のとおり変更概要をお知らせいたします。

なお、既にご契約いただいているお客さまについても、変更後の買取要綱が適用されます。

記

<変更概要>

- ・ 積立制度及び経済的出力制御等にかかる用語を定義。
- ・ 代理制御調整電力量、代理制御調整金及び解体等積立金額の単位等を規定。
- ・ 積立制度及び経済的出力制御の導入による、電力受給契約の料金算定方法を変更。
- ・ FIT法の改正に伴い条項番号等を変更。 など

以上